

厚木市ふれあいプラザ再整備計画（案）に関するパブリックコメントについて

1 意見募集期間

平成 30 年 9 月 1 日（土曜日）から平成 30 年 10 月 1 日（月曜日）まで

2 意見の件数等

(1) 意見をいただいた人数 11 人

(2) 意見の件数 53 件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数 (件)
1	条例・計画等に反映させたもの	0
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	14
3	今後の取組において参考にするもの	24
4	条例・計画等に反映できないもの	8
5	その他（感想・質問）	7
	合計	53

4 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
1	<p>新たなごみ中間処理施設に排熱利用の発電機を設置し売電で収入を図るべきではないのか</p> <p>※¹一部事務組合とは 地方自治法に基づき、厚木市、愛川町及び清川村がごみ処理の事務の一部を共同処理するため設置した、厚木市とは別の地方公共団体です。</p>	<p>厚木市、愛川町、清川村で構成される一部事務組合※¹「厚木愛甲環境施設組合」で建設予定の新たなごみ中間処理施設では、ごみ処理施設整備基本計画に基づき、ごみ焼却による余熱を利用して発電を行い、施設の稼働に必要な電力を確保した上で、余剰電力は売電する計画となっています。</p>	5

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
2	<p>温排水利用について、浴室やプール程度しか提案されていないが、厚木市に近く市民が癒しや児童生徒の学習に役立つ熱帯温室を設置してはどうか。</p> <p>例：渋谷区のふれあい植物センター</p>	<p>施設構成については、再整備計画を基本に健康増進施設として整備しますので、熱帯温室は、設置を予定していません。</p>	4
3	<p>大広間、和室の設置について、利用も少なく災害時に必要とのことだが、そもそも被災時は何百人も押し寄せるし防災施設兼用として新児童館・老人憩の家が新設されるのだから不要ではないのか</p>	<p>大広間・和室の設置については、災害時には、老人憩の家及び児童館と連携強化を図り、避難所としての利用を想定しています。</p>	5
4	<p>新設の児童館・老人の家との両者は端的に迷惑施設設置に対する近隣対策であるのは明白で、児童館設置費用はふれあいプラザの建設費からは引くべきではないのか。</p>	<p>ふれあいプラザは、健康増進施設として位置付けており、児童館及び老人憩の家の設置目的とは異なります。それぞれの施設は、「厚木市公共施設最適化基本計画」に基づき、適正規模・適正配置で整備を進めています。</p>	5
5	<p>室内テニス、スカッシュなどの屋内施設を設置すべきだ。</p>	<p>室内テニスやスカッシュ用のコートは、建築面積的に制約があり、設置を予定していません。</p>	4
6	<p>新しいスポーツのボルダリングなどを取り入れて欲しい。</p>	<p>ボルダリングなど、壁面利用を工夫し、施設を有効活用する提案は、今後の施設整備の参考とします。</p>	3

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
7	トランポリン（大型）を入れて欲しい。	トランポリン（大型）が使用できるスポーツ施設は、建築面積的に制約があり、設置を予定していません。	4
8	<p>そもそもセンター改築に際して児童館等を併設することで予算削減することは考えなかったのか。</p> <div data-bbox="323 1131 759 1249" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※2 一部事務組合とは No.1 を参照</p> </div>	<p>環境センター北側に建設予定の新たなごみ中間処理施設は、厚木市、愛川町、清川村で構成される一部事務組合※2の施設であることから、厚木市単独の児童館を併設する予定はありません。</p> <p>なお、児童館については、「厚木市公共施設最適化基本計画」に基づき、老人憩の家との複合施設として、金田地区に建設中です。</p>	5
9	ふれあいプラザが工事中の時だけでも、福祉センターのプールの使用許容範囲が広がり、一部時間だけでも使用可能になるとうれしいです。	保健福祉センターのプールは、日常生活で運動する機会が少ない障がい者及び高齢者の健康維持・増進等を図るための「水浴訓練室」（プール）ですので、ふれあいプラザの工事期間中の一般利用は想定していません。荻野運動公園プールの利用をお願いします。	5

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
10	ふれあいプラザの規模縮小ではなく、同等規模が必要です。	ふれあいプラザ再整備では、市営水泳プール廃止の受け皿として、市全体利用者の約半数を担うプール機能を維持・向上させるとともに、市民の健康志向の高まりに対応する健康増進機能の充実を図り、より良いスポーツ施設の適正配置等を検討し、機能を維持・向上させながら、多機能化・複合化及び統廃合を進め、適正な規模で整備します。 【Ⅱ-10】	2
11	子どもから大人まで、何度行っても楽しめる市民に愛される施設を求める。	子どもから大人、高齢者まで、幅広い世代の方々に利用してもらうため、親子で楽しめるプールや軽食コーナーといった多様なニーズに応える施設の整備を検討するなど、健康・福祉・子育て・遊びといった様々な要素を兼ね備えた複合的な拠点形成を図ります。 【Ⅲ-1】	5

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
12	他市にはない、住民希望の足湯、一時避難所として使える大広間、温かい食事が提供できる軽食コーナー等、厚木市民が楽しく過ごせる心地よい憩いの場を市が市民のために考え、つくりあげていくことを再整備全体に期待しています。	「地域包括ケア社会」の実現を目指すとともに、来たるべき災害に備えて安心・安全なまちづくりを推進し、支え合う地域づくりに取り組むため、「市民の憩いやにぎわいを創る健康増進拠点」をコンセプトに掲げ、市民の皆様により親しまれ、より多く利用していただける施設として、ふれあいプラザを再整備します。	5
13	平日終業後の夜時間帯にプールに通いたいため、再整備方針の中にある「本厚木駅等からの新たな移動手段の導入」や「バス停留所からの周辺道路整備」は強く希望します。	施設利用者の移動手段として公共交通の利便性を高めることや、本厚木駅とふれあいプラザ周辺地区を結ぶ新たな移動手段を検討します。	2
14	集客のため連絡・巡回バスを運行すべきではないのか	また、利用者が安心・安全に歩行できるよう周辺道路を整備します。【Ⅲ-2】	
15	駐車場に関しては、単体ではなく、新たなごみ中間処理施設の緑地整備、環境センターの跡地、圏央道の高架下などの周辺の全施設を一体として考え、確保していただきたい。	適正規模の駐車台数を確保するために、敷地の効率的な利用を図るほか、現在の環境センターが廃止された後の跡地や、未利用となっているふれあいプラザ脇の圏央道高架下など、ふれあいプラザ周辺の土地活用を検討し、新たなごみ中間処理施設の緑地エリアとの相互利用を視野に入れた規模での整備を検討します。【Ⅲ-2】	2

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
16	更衣室からプールまでのバリアフリー化を希望。	みんなのトイレやスロープ等の整備などバリアフリー対策を図り、子どもから大人、高齢者まで誰もが使いやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインに配慮します。 【Ⅲ-2、3】	2
17	プールサイドからプール内への手すり、スロープ設置。		
18	介助を伴う障がい者の利用について、シャワー付き障がい者用更衣室の設置を希望。	誰もが使いやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、安全性に配慮した施設整備を進めます。 【Ⅲ-2】	3
19	障がい者の専用更衣室 (配偶者の着替えの補助)		
20	岩盤浴やサウナなどもある民間の入浴施設は市からの補助券があっても費用が掛かる、安い料金は不公平でありかつ民業圧迫とならないのか。	ふれあいプラザは、公共施設ですので、料金設定については、他の類似施設の料金設定を基準に、受益者負担の原則を基本として、提供されるサービス等、様々な要素に応じた適正な料金を設定します。	3
21	利用料金は、据え置きにして、引き続き利用しやすくして頂きたい。		
22	入場料（プール）は、400円以下で時間制限なし。		
23	民間のスポーツクラブに比べると安いと思いますが、年間パスポートのようなものがあればさらに通いやすくなり、なお、ありがたいです。		

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
24	新ごみ中間処理施設ができるならば国際公認 50m室内プールくらいの規模のプールを作ってもよいのではないか。	ふれあいプラザは、市民の皆様の心身の健康の保持増進を目的とした健康増進施設として位置付けており、競泳競技会用等のスポーツ施設は、設置を予定していません。	4
25	50mプールを出来れば利用したい。		
26	絶対に 50mプールにしてください。		
27	相模原グリーンプールのような水深の深いダイビングプールが欲しい。		
28	プールは、冬場の水温・室温が低く、寒い場合温度が上がる装置にして頂きたい。	子どもから大人、高齢者まで誰もが使いやすい施設となるよう配慮するとともに、外気温等に応じて柔軟に対応できる施設を整備します。 【Ⅲ-2】	3

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
29	荻野運動公園のプールの競技用とは、ジャンルの違う 25m プール、幼児・子どもプール、ウォーターライダー、ジャグジーといった家族や子ども向けの楽しめるプールを求める。	プールの構成については、再整備計画を基本に、利用者の皆様のニーズを把握するとともに、安全性に配慮した施設整備を進めます。	3
30	ジャグジー 2 箇所設置。体が冷えたら温める。		
31	ジャグジープールを設置して欲しい。		
32	流水プールを希望します。		
33	25mのコースは必要。	市のプール施設として重要な役割を担っているとともに、市営水泳プール廃止の受け皿としての機能も併せ持つことから、現行と同じ機能（25mのプール、子ども用、幼児用プール）を維持しつつ施設の充実を図ります。 【Ⅲ-4】	2

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
34	プールはスイミングと水中ウォーキング。	利用者の皆様の多様なニーズに応えるため、プールは、水泳・歩行ができる複合型プールとします。レーン構成については、再整備計画を基本に、利用者の皆様のニーズを把握するとともに、安全性に配慮した施設整備を進めます。	3
35	ウォーキング専門の流れるプールを設置して欲しい。		
36	水中上の多種鉄棒を設置して欲しい。		
37	プール内に初心者・障がい者優先エリアを作って欲しい。		
38	ふれあいプラザの25mプールは、8レーンですが6レーンに減らすのは反対です。市営プールの利用者の受け皿としての機能を果たすなら最低今の8レーンは必要です。夏の繁忙期には6レーンでは、混雑して遊泳者同士の衝突事故の危険が高いと思います。		
39	荻野運動公園プールと同様に安価な利用料で安全に水泳を維持することは、高齢者医療費や介護のコストの削減にもつながります。民営のスポーツクラブには、経済的に通えない高齢者のためにも25m往復完泳レーンを2レーンは維持できるプールにして欲しい。		

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
40	<p>プールから上がった後のシャワー、浴室、サウナの設備の充実をして欲しいと思います。</p>	<p>浴室と洗い場を現行より広くし、ジャグジー等数種類の浴槽を設け、誰もがゆったりとリラックスできるような魅力ある施設の充実を図ります。</p> <p>【Ⅲ-5】</p>	2
41	<p>サウナ室とお風呂（温、水）とプールのロッカールームは1つとして、さらに健康ルームに行き来できること。</p>	<p>サウナ室、浴室、健康ルーム、プールの施設配置につきましては、1階・2階に分かれることが想定されることから、ロッカールームを1か所とすることは困難です。</p>	4
42	<p>浴室の種類の豊富さ、利用時間の延長。</p>	<p>ジャグジー等数種類の浴槽を設け、誰もがゆったりとリラックスできるような魅力ある施設の充実を図ります。</p> <p>また、利用時間につきましては、利用者の皆様のニーズを把握し、適正な時間を設定します。</p> <p>【Ⅲ-5】</p>	2

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
43	ジムのマシンをもっと増やして欲しい。	幅広い世代で健康ルームの利用が多い状況にあり、トレーニング室やスタジオの設置が望まれていることから、マシンを使用するトレーニング室とエクササイズ、ヨガなどが実施できるスタジオを設置するなど機能を充実させます。 【Ⅲ-6】	2
44	健康増進ルームの器具の充実。		
45	エアロビクスが出来るスタジオが欲しい。		
46	軽食コーナー設置について、果たしてどの程度の利用が見込まれるのか、ぼうさいの丘公園のように赤字で業者撤退にならないのか。	軽食コーナーについては、様々な自動販売機を設置するタイプからカウンターから調理された軽食を出すタイプまでを想定して、民間事業者を対象としたアンケートやヒアリングなどの市場調査を行い、業務の継続性等を含め、設置を検討します。 【Ⅲ-8】	3

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
47	カラオケルームに電子レンジを設置して欲しい。 【大広間・和室】	施設構成及び設備の詳細については、再整備計画を基本に利用者の皆様のニーズに応え、利便性の高い施設整備を進めるとともに、運用面の充実を図ります。	3
48	堀テーブルにして欲しいです。【大広間・和室】		
49	シャンプーや体が洗える設備。泳いだ後に塩素臭を洗い流したい。		
50	女子更衣室には現在、鏡がトイレ以外にはなく不便を感じています。更衣室内にも設置をお願いしたいです。		
51	ふれあいプラザのプール室は、室内が暗い。天井のガラス化など室内を明るくして欲しい。夏場は室内が暑いので、窓や天井を開放できるようにすると良いと思います。		
52	浴室の利用時間の規制は意味がないし不便極まりないと思います。	利用時間につきましては、利用者の皆様のニーズを把握し、適正な時間を設定します。 【Ⅲ-5】	2

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
53	<p>新ごみ中間処理施設から、より高温でエネルギー密度の高い状態の高温な蒸気で供給すれば、ふれあいプラザ内部での自家発電を始め、危機管理拠点などに広く貢献可能な施設として展開することもできます。</p> <p>その原点となる高温蒸気等の供給を新ごみ中間処理施設に働きかけて、ふれあいプラザ再整備計画を将来の社会状況に対応可能なものにしてください。</p>	<p>ごみ中間処理施設整備基本計画において、新たなごみ中間処理施設の余熱利用の基本的な考え方が示されており、「余熱の利用方法は、高温・高圧の蒸気を必要とする発電を優先し、次いで熱供給先が必要とする温度に合わせ、熱を再利用するカスケード利用を行います。余熱は、場内で必要な分を確保した上で場外へ供給します。」とされています。</p> <p>ふれあいプラザにおいては、その考え方に基づいて供給される高温水を利用して、温水プールや浴室への熱供給や、冷暖房や給湯での活用を図るとともに、非常時には、良好な生活環境が確保された地域の防災拠点となるよう整備します。</p> <p>【Ⅲ-13】</p>	2

5 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 環境事業課
(2) 連絡先 (046) 225-2781

6 結果公開日

平成 30 年 11 月 1 日 公開